答 弁 第 九 号令和五年三月十日受領

内閣衆質二一一第九号

令和五年三月十日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 細 田 博 之 殿

衆議院議員山崎誠君提出 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」及び日本原燃六

ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山崎誠君提出 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について報告書」及び日本原燃

六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問に対する答弁書

#### 一について

る法律 度六強に耐えられるのか」についての判断は行っていない。 指 準に基づき、 当該施設等の管理者において着実に進められることが重要であると考えている。 設等における耐震化の対策の在り方が例示されたものであり、 有すべき耐震性については、 施設等の分野ごとに御指摘の 御指摘 摘 のように (昭和三十二年法律第百六十六号。  $\mathcal{O}$ 「例えば震度六強以上の揺れに対しても十分な安全性を確保できるよう」との記載は、 基準 「震度六強を指定して要求」 地震動による地震力に耐えられること等を求めている。 原子力規制委員会として、 「報告書」 を踏まえて所管省庁等において検討される耐震基準等に基づいて、 することは必要ないと考えており、 以下「法」という。) 核原料物質、 当該対策の具体的な内容については、 及び原子力規制委員会規則等に定める基 核燃料物質及び原子炉 この ため、 また、 その上で、 御指摘のように 同委員会として、 (1) (T) 原子力施設が 規制 公共施 に関 当該 「震 御 す

## 二の1について

M いう。)が設置される敷地の近くの震源域に日本原燃によって設定された強震動生成域 本原燃株式会社 一」という。)における情報に基づき、 GA一における応力降下量等を勘案することにより、 原子力規制委員会としては、 (以下「日本原燃」という。)の再処理事業所再処理施設 御指摘のように SMGA一と六ヶ所再処理施設が設置される敷地の位置関係 「一部域のSMGAを比較」するのであったとしても、 六ヶ所再処理施設が設置される敷地における地震 (以下「六ヶ所再処理施設」 ( 以 下 ¬S M G A لح S 日

## 一の2について

動

の影響を適切に評価できるものと考えている。

高沖) される敷地 S ね 同じ位置関係にあるため、 M 原子力規制委員会としては、 G モデルに基づき設定された強震動生成域が、 A と内閣府日本海溝 における地震動の影響を適切に評価できているものと考えている。 両者における応力降下量等を比較することにより、 ・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会で示されている日本海溝 御指摘のように 「異なる方式で推定されたパラメータ」であるとしても、 それぞれ六ヶ所再処理施設が設置され 六ヶ所再処理施設が設置 る敷地とおおむ (三陸 • 目

二の3について

震源域に対応して行われたものであることから、 去 四と五」を設定したものと承知している。 成二十六年一月七日付けでなされた再処理の事業に係る変更の許可を求める申請の審査において、 「の地震に関する知見に基づいて三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価を行うために区分した 原子力規制委員会としては、 (平成二十八年六月地震調査研究推進本部地震調査委員会作成)に沿って、 日本原燃において、 また、 当該設定は、 法第四十四条の 「震源断層を特定した地震の強震動予測手法 地震調査研究推進本部地震調査委員会が 四第 一項の規定に基づき日本原燃から 御指摘  $\mathcal{O}$ S M (「レシ 当該設 G 過 A

# 一の4について

定の適否について、

特段の議論はなかった。

県沖地 原子力規制委員会としては、 震  $\mathcal{O}$ 情報を参照し、 S M G 日本原燃において、 A一における応力降下量を三十四・五 マグニチュ ード七・四を記録した昭和五 メガパスカルと設定したものと承 十三年の宮城

### 三について

知

してい

原子力規制委員会としては、 国民の生命、 健康及び財産の保護、 環境の保全並びに我が国の安全保障に

資するため、原子力利用における安全の確保を図るべく、御指摘の「この間の耐震安全審査の過程」を含

め、専門的な知見に基づく中立公正な立場での厳格かつ適正な原子力施設に対する審査の実施、当該審査

に係る会合の資料、 議事録等の適切な公開及び立地自治体等関係者への丁寧な説明を進めてきているとこ

ろである。